

役員改選を放置して

「職権解散」になってしまった場合の手続きの流れ

Q. 取締役の改選（重任登記）を何年も放置していたところ、法務局から会社が解散したものとみなされたとなりました。会社を元の状態に戻すには、どのような登記が必要になりますか。

A.

株式会社は、取締役の任期が最長でも**10年**（非公開会社で任期を延長した場合）であるため、必ず10年以内に何らかの登記（重任登記を含む）が発生する前提で制度が設計されています。

ところが改選手続きを怠ったまま最後の登記から**12年**が経過すると、法務大臣による官報公告がなされ、その公告から**2か月以内**に「まだ事業を廃止していない旨の届出」または登記の申請をしない限り、その期間満了時に会社は解散したものとみなされてしまいます（いわゆる休眠会社のみなし解散、会社法472条）。

役員改選の放置が原因でこの状態に陥っているご相談は珍しくなく、不動産の売却や融資の申込みの際に登記簿を確認して初めて気づくケースがほとんどです。

このような状態から会社の事業を続けたい場合は、次の3段階の登記を順に行っていく必要があります。

1. 職権解散の登記

のみなし解散の要件を満たすと、法務局が職権で「**解散**」の登記を行います。この登記は会社側が申請するものではなく、法務局側の処理によって既に登記簿に記載されている状態です。

この時点で会社は通常の事業会社（取締役が業務執行する会社）から**清算株式会社**に切り替わり、それまでの取締役及び代表取締役の登記事項には抹消線が引かれます。

2. 法定清算人の登記

解散すると会社には**清算人**を置く必要がありますが、定款に清算人に関する定めがなく、株主総会で別途清算人を選任してもいない場合は、解散当時の取締役がそのまま清算人となります（法定清算人、会社法478条1項1号）。

ただし、これは自動的に登記されるわけではなく、清算人（および代表清算人）の就任について改めて登記を申請しなければなりません。

この登記が完了して初めて、会社は対外的に清算人が代表者であることを示せる状態になります。

通常はこの法定清算人による清算（法定清算）となるため、登記の際には定款の添付が必要となり、司法書士等の代理人が申請する場合は**委任状**も必要です。

また、解散に伴い従前の代表取締役の実印（会社の届出印）は廃止された扱いとなるため、代表清算人として改めて**印鑑届出**を行う必要があり、その際は代表清算人個人の**印鑑証明書**の添付も必要になります。

この清算人の登記にかかる登録免許税は、資本金の額にかかわらず**9,000円**です。

◆ここで必ず押さえておきたい点：監査役は取締役と異なり、解散によって退任しません

取締役は解散により当然にその地位を失い登記事項も抹消されますが、監査役はこれと扱いが異なります。清算株式会社でも監査役を置くことができるため（会社法477条4項）、解散前から監査役を置いていた会社では、解散の登記がなされても監査役に関する登記事項はそのまま存続し、抹消されません。

したがって清算人の登記の際に監査役まで選任する必要はなく、任期が残っている限り登記簿上もそのまま在任し続けます（監査役自身の任期満了時期が別途到来していれば、その時点での選任等の手続きは必要です。株主総会で改めて選任決議をしなくても、監査役としての責任はそのまま存続します）。

「解散=役員が全員いなくなる」と誤解されがちですが、監査役については地位がそのまま維持される点に注意が必要です。

3. 会社継続の登記

みなし解散から**3年以内**に限り、株主総会の**特別決議**（議決権の3分の2以上の賛成）によって会社を継続することができます（会社法472条2項）。この3年という期間制限には猶予がなく、経過すると継続の道は閉ざされ、会社は清算終了に向かうことになります。

継続を決議する際には、清算人体制から通常の実務体制に戻すため、同じ株主総会で新たに取締役（取締役会設置会社であれば代表取締役も）を選任するのが一般的です。

会社継続の登記は、この決議の日から**2週間以内**に本店所在地で申請する必要があります（会社法915条1項）、実務上は（清算人の登記をまだ行っていない場合は）「清算人就位」「会社継続」「清算人の退任」「取締役（および代表取締役）の就位」を一括して申請します。

必要書類の目安としては、**株主総会議事録**、**就任承諾書**、新たに就任する取締役等の**印鑑証明書**・**本人確認証明書**などが挙げられます。

登録免許税は、会社継続の登記で3万円、役員の就任・重任の登記で1万円程度（資本金額等により異なります）が目安となりますが、登記の内容によって加減されますので、詳細は個別にご確認いただくのが確実です。

みなし解散からの会社継続は、**3年**という期限管理と、清算人・監査役・取締役それぞれの地位の整理を正確に行う必要がある手続きです。「うちの会社は大丈夫か」「もう解散させられてしまったかもしれない」という場合は、**期限が経過してしまう前に、早めに司法書士へご相談ください。**

NBC司法書士事務所

Judicial Scrivener NBC Office